

松江市告示第 451 号

松江市集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 281 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 10 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後					改正前				
(補助の対象等)					(補助の対象等)				
第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容 <u>及び</u> <u>経費</u> 、補助事業者の範囲、交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。					第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容 _____、補助事業者の範囲、交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。				
略					略				
補助金交付の対象である事業の内容 <u>及び</u> <u>経費</u> 、	事業区分	補助金交付の対象である事業の内容 <u>及び</u> <u>経費</u>	補助事業者の範囲	交付の率又は金額及び1組織 <u>当たり</u> 上限事業費	補助金交付の対象である事業の内容 _____、	事業区分	補助金交付の対象である事業の内容 _____	補助事業者の範囲	交付の率又は金額及び1組織 <u>当たり</u> 上限事業費
補助事業者の範囲及び交付の率又は金額					補助事業者の範囲及び交付の率又は金額	1 広域連携組織設立支援	(1) 地域、組織のビジョン作成支援 広域連携組織が地域の目	① 法人化やステップアップを 目指し、将来 ビジョンの作成・	事業費の10/10以内 上限事業費500千円 (補助事

					指すべき将来像を示したビジョンを作成するために取り組む活動に要する経費	見直しを行う広域連携組織	業者が任意の集落営農組織等の場合は、250千円)
1 広域連携組織育成支援					(1) 多業化チャレンジ支援組織の将来ビジョンに基づき行う、地域資源を活用した多業化の試行的な取り組みに要する経費	① 広域連携組織 ② 広域連携組織の設立を目指す集落営農法人	事業費の2/3以内 上限事業費500千円(補助事業者が個別集落営農法人の場合は、300千円)
	広域連携組織活動支援 広域連携法人、広域連携組織等が行う 単独の法人では収益の確保が困難又は非効率	広域連携組織。ただし、施設・機械整備を行う場合は、広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織に限る。	(1) 推進活動 事業費の1/2以内 上限事業費200万円 (2) 施設・機械整備事業		(2) 広域連携組織活動支援 広域連携法人や広域連携組織が行う 事業で、単独の法人では収益の確保が困難若しくは非効率	広域連携組織。ただし、施設・機械整備を行う場合は、広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織、 設立検討地区に限る。	① 推進活動 事業費の1/2以内 上限事業費2,000千円 ② 施設・機械整備事業

<p><u>である取組の協同化</u>、新たな人材の受入れのための体制づくり等に<u>必要</u>な推進活動及び施設・機械整備に要する経費</p>	<p>費の1/2以内 上限事業費<u>2,000万円</u> (牛を導入する場合は、1頭当たりの上限<u>25万円</u>)</p>	<p><u>な</u>取組や ____<u>新</u>たな人材の受入れのための体制づくりに<u>必要</u>な推進活動及び施設・機械整備に要する経費</p>	<p>費の1/2以内 上限事業費<u>20,000千円</u> (牛を導入する場合は、1頭当たりの上限<u>250千円</u>)</p>
		<p>(3) <u>広域連携法人設立支援</u>の<u>複数の集落営農法人等が連携し、新たに法人を設立する際にかかる法人登記等に伴う経費</u></p>	<p>以下の要件を全て満たすもの ア 複数の集落営農法人等で構成される法人又は法人化が<u>確実</u>(設立総会による議決)と見込まれる<u>広域連携組織</u> イ <u>地域の農業振興に</u></p> <p>法人設立1回1組織当たり400千円</p>

2 個別集落営農法人支援	___ 個別集落営農組織活動支援 ___ 新規設立した集落営農法人が農地を維持するために行う活動に要する経費	事業実施前年度の1月から当年度の3月末までに法人化する予定若しくはした集落営農組織又は法人化が確実と見込まれる集落営農組織及び未組織集落等	(1) 推進活動 事業費の1/2以内 上限 <u>100万円</u> (2) 施設・機械整備 事業費の1/2以内 上限

		<u>関する将来像、地域貢献活動について記載した将来ビジョンを有すること。</u> <u>ウ国の農業経営力向上支援事業の交付対象でないこと。</u>	
3 個別集落営農法人支援	(1) 個別集落営農組織活動支援 ① 新規設立した集落営農法人が農地を維持するために行う活動に要する経費	事業実施前年度の1月から当年度の3月末までに法人化する予定若しくはした集落営農組織又は法人化が確実と見込まれる集落営農組織及び未組織集落等	① 推進活動 事業費の1/2以内 上限 <u>1,000千円</u> ② 施設・機械整備 事業費の1/2以内 上限

			事業費 <u>1,000</u> 万 円 (牛を 導入す る場合 は、1頭 当たり の上限 <u>25 万</u> 円)

			事業費 <u>10,000</u> 千 円 (牛を 導入す る場合 は、1頭 当たり の上限 <u>250 千</u> 円)
		② 地域貢 集落営農 献活動支 法人 援 集落営 農法人が 行う地域 貢献活動 や経営の 多角化、 担い手不 在集落へ のサポー ト 活動 等、経営 基盤の確 立や規模 拡大に向 けた推進 活動及び 施設・機 械整備に 要する経 費	
(2) 経営管	平成30年4	法人設	
理能力向	月1日以降	立1回1	
上に向け	に設立し	組織当	
た支援	た集落営	たり100	
新規設	農法人又	千円	

3 担 い手 不在 地域 の組 織化 等支 援	担い手不在 地域の組織 化等支援 担い手不在 地域にお ける組織化 や農地を維 持する仕組 み作りに必 要な推進活 動及び機械 整備に要す る経費	集落営農 組織の設 立又は、広 域連携等 に向けた 体制作り を目指す 担い手不在 集落の農 業者等 機械整備 を行う場 合は、当年 度の3月末 までに組 織化が確 実と見込 まれる担 い手不在 集落の農 業者等	(1) 推進 活動 事業 費の 1/2 以 内 上限 事業 費 20 万円 (2) 機 械整備 事業 費の 1/2 以 内 上限 事業 費 500 万円

	立する集 落営農法 人の会計 処理に要 する経費	は広域連 携法人	
4 推 進活 動支 援	(1) 地域の 実情に応 じた推進 活動支援 松江地 域農業再 生協議会 担い手部 会が、地 域の実情 に応じた 集落営農 組織の組	松江地域 農業再生 協議会	事業費 の1/2以 内

						<u>織化・法人化、組織の経営多角化や広域連携等に向けて取り組む活動に要する経費</u>			
終期	<u>令和3年3月31日</u>				終期	<u>令和2年3月31日</u>			

附 則

この告示は、令和2年7月10日から施行し、改正後の松江市集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。